

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 26年 7月 31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 有馬 彰 電話 03-6700-4225					
主たる業種	長距離電気通信業	細分類番号	3	7	1	2	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	NTTコミュニケーションズは、グローバルな規模であらゆるお客様の利益につながる最高水準のサービスを創造し、提供する全ての過程において、地球環境保全に積極的に取り組むとともに、環境にやさしい社会の実現に貢献します。(詳細は弊社HPを参照 http://www.ntt.com/eco/)						
計画を推進するための体制	「経営者」-「エネルギー管理責任者」-「エネルギー推進委員会」-「エネルギー管理員」-「同居者」 「環境保護推進室」						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,435.7 トン	3,203.2 トン	2,962.9 トン	2,852.4 トン	-12.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,435.7 トン	3,203.2 トン	2,962.9 トン	2,852.4 トン	-12.5 パーセント	
実績に対する自己評価	平成25年度においては空調温度設定の適正化や休止可能空調機の精査及び休止を実施した。また電源装置の更改を実施し、消費電力量の減少を図ったため排出量の削減を達成できた。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (通信電源電力量)	9.56	8.72	8.64	8.62	-9.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価	平成25年度においては空調温度設定の適正化や休止可能空調機の精査及び休止を実施した。また電源装置の更改を実施し、消費電力量の減少を図ったため排出量の削減を達成できた。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		55.0 台	55.0 台	55.0 台	77.0 台		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調温度設定の適正化を実施した。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努めた。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努めた。電源装置の更改を実施した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	当該事業所には社員が常駐しないため、特記事項はなし					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チーム・マイナス6%」への参加時より「クールビズ」の実施をはじめ、3階上、4階下までは階段で移動する「3UP-4DOWN」運動を実施。 また、社員食堂の割り箸廃止、秩父畑田再生プロジェクトの実施、富士山、全国コムビルの外周等の清掃実施。						
特記事項	・NTTコミュニケーションズグリーン調達ガイドライン(2010年8月) お取引先に対する評価基準として「環境保全への取り組み目標レベル」を盛り込み、最低取り組んでいただきたい事項を明確にしましたが、新たなガイドラインではさらに、当社が関与と考えるICT自身の省エネ化(Green of ICT)の観点を追加しています。具体的には、サーバーやネットワーク機器などのICT機器の調達において省エネルギー性能も考慮することにより、お客さまへのサービス提供に伴う消費電力を削減し、CO2排出量を削減を図ります。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。